

別表 1

(東京支店)

新築 一戸建て F35(通常型)の業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認 申請 併用	住宅性能評 価申請併用		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間検査	竣工検査
×	×	×	11,000	14,300	13,200
○	×	×	5,500	8,800	5,500
×	○	×	5,500	8,800	11,000
○	○	×	5,500	5,500	3,300
×	○	○	5,500	5,500	3,300
○	○	○	5,500	3,300	3,300
△	○ *1	×	(申請不要)	3,300	3,300
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,300

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

竣工済特例の場合は、設計検査、中間検査及び竣工検査の合計額とする。

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(専用配管)を3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 2 (別表 3)

(東京支店)

新築 一戸建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査	現場検査	
	設計	建設		中間検査	竣工検査
×	×	×	22,000 *3	22,000	22,000
○	×	×	19,800 *3	11,000	11,000
×	○	×	5,500	11,000	11,000
○	○	×	5,500	5,500	3,300
×	○	○	5,500	5,500	3,300
○	○	○	5,500	3,300	3,300
△	○ *1	×	(申請不要)	3,300	3,300
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)	(申請不要)	3,300

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)竣工済特例

竣工済特例の手数料は別表2の設計検査、中間検査、竣工検査の手数料の合計金額とする。

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表1通常型手数料とする。

【金利A・Bタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「住宅事業建築主基準適合証」
- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」
- ・「BELS」※BELSの場合は、設計検査に限り【別表1(通常型)】、中間及び竣工検査は【別表2】による。

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に11,000円(消費税込)を加算する。

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・劣化対策等級(構造躯体等)2以上(*準耐火構造の場合は等級1以上)
- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(専用配管)3(所定の配管が点検可能な場合は等級1以上)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①～⑥のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 断熱等性能等級 4以上 かつ 一次省エネルギー消費量対策等級 4以上
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 2以上
- ③ 免震建築物
- ④ 高齢者対策等級(専用部分) 3以上
- ⑤ 劣化対策等級 3及び維持管理対策等級(専用配管) 2以上

【金利Aタイプの場合】(以下①～③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 一次省エネルギー消費量等級 5
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止) 3
- ③ 高齢者対策等級(専用部分) 4以上

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 4

(東京支店)

共同建て F35 (通常型)の業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査			竣工検査		
	設計	建設	1～50戸	51～100戸	101戸～	1～50戸	51～100戸	101戸～
×	×	×	132,000	154,000	176,000	71,500	82,500	93,500
○	×	×	99,000	121,000	143,000	66,000	77,000	88,000
×	○	×	88,000	110,000	132,000	55,000	66,000	77,000
○	○	×	88,000	110,000	132,000	55,000	66,000	77,000
×	○	○	88,000	110,000	132,000	55,000	66,000	77,000
○	○	○	88,000	110,000	132,000	60,500	66,000	77,000
△	○ *1	×	(申請不要)			60,500	66,000	77,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			60,500	66,000	77,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 5

(東京支店)

共同建て F35(通常型)の登録マンションの業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査			竣工検査		
	設計	建設	1～50戸	51～100戸	101戸～	1～50戸	51～100戸	101戸～
×	×	×	88,000	110,000	132,000	77,000	99,000	110,000
○	×	×	77,000	93,500	110,000	66,000	77,000	88,000
×	○	×	66,000	77,000	88,000	44,000	55,000	66,000
○	○	×	66,000	77,000	88,000	44,000	55,000	66,000
×	○	○	66,000	77,000	88,000	44,000	55,000	66,000
○	○	○	66,000	77,000	88,000	44,000	55,000	66,000
△	○ *1	×	(申請不要)			44,000	55,000	66,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			44,000	55,000	66,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

*1 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した設計住宅性能評価書がある場合

*2 当社が交付したフラット35の基準(注1)に適合した建設住宅性能評価書がある場合

(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 6

(東京支店)

共同建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査			竣工検査		
	設計	建設	1～50戸	51～100戸	101戸～	1～50戸	51～100戸	101戸～
×	×	×	165,000 *3	187,000 *3	209,000 *3	110,000	132,000	154,000
○	×	×	121,000 *3	143,000 *3	165,000 *3	93,500	110,000	132,000
×	○	×	110,000	132,000	154,000	66,000	88,000	110,000
○	○	×	110,000	132,000	154,000	66,000	88,000	110,000
×	○	○	110,000	132,000	154,000	66,000	88,000	110,000
○	○	○	110,000	132,000	154,000	66,000	88,000	110,000
△	○ *1	×	(申請不要)			66,000	88,000	110,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			66,000	88,000	110,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表4通常型手数料とする。

【金利Aタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的検査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラットフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に33,000円(消費税込)を加算する。(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①～④のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 断熱等性能等級 4以上 かつ 一次省エネルギー消費量対策等級 4以上
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ③ 免震建築物
- ④ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ⑤ 以下の全ての基準に適合するもの
 - ・劣化対策等級(構造躯体等)3
 - ・維持管理対策等級(専用配管・共用配管)2以上
 - ・更新対策(住戸専用部分)躯体天井高さ2.5m以上及び間取り変更の障害となる壁又は柱なし

【金利Aタイプの場合】(以下①～③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 一次省エネルギー消費量等級 5
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、
当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 7

(東京支店)

共同建て F35S(金利Aプラン・金利Bプラン)の登録マンションの業務手数料

(単位:円 消費税込)

確認申請併用	住宅性能評価申請併用		設計検査			竣工検査		
	設計	建設	1～50戸	51～100戸	101戸～	1～50戸	51～100戸	101戸～
×	×	×	110,000 *3	132,000 *3	154,000 *3	110,000	121,000	132,000
○	×	×	88,000 *3	110,000 *3	132,000 *3	77,000	88,000	99,000
×	○	×	77,000	88,000	99,000	55,000	66,000	77,000
○	○	×	77,000	88,000	99,000	55,000	66,000	77,000
×	○	○	77,000	88,000	99,000	55,000	66,000	77,000
○	○	○	77,000	88,000	99,000	55,000	66,000	77,000
△	○ *1	×	(申請不要)			55,000	66,000	77,000
△	○ (*1)	○ *2	(申請不要)			55,000	66,000	77,000

○:申請する場合 ×:申請しない場合 △:申請の有無不問

★ 当社が発行した下記の適合証等のいずれかがある場合、別表4通常型手数料とする。

【金利Aタイプで省エネルギー性の場合】

- ・「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証」
- ・「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証」

【金利Aタイプで耐久性・可変性の場合】

- ・「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証」

*1 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した設計住宅性能評価書がある場合
又は当社が交付した長期優良住宅建築等計画に係る技術的検査適合証がある場合

*2 当社が交付したフラット35(注1)およびS(注2)の基準に適合した建設住宅性能評価書がある場合

*3 省エネルギー性を選択し、当社の交付した適合証等によらない場合は、
上記手数料に33,000円(消費税込)を加算する。(注1)フラット35の基準(以下の全ての基準に適合するもの)

- ・断熱等性能等級2以上
- ・維持管理対策等級(共用配管)2以上
(配管が構造躯体内に埋設されていないことが確認できる場合は等級1以上)
- ・重量床衝撃音対策等級 相当スラブ厚さ15cm以上
(音環境を選択していない場合、相当スラブ厚さ15cm以上が分かるもの)

(注2)フラット35Sの基準

【金利Bタイプの場合】(以下①～④のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 断熱等性能等級 4以上 かつ 一次省エネルギー消費量対策等級 4以上
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)2以上
- ③ 免震建築物
- ④ 高齢者対策等級(専用部分)及び高齢者対策等級(共用部分)3以上
- ⑤ 以下の全ての基準に適合するもの
 - ・劣化対策等級(構造躯体等)3
 - ・維持管理対策等級(専用配管・共用配管)2以上
 - ・更新対策(住戸専用部分)躯体天井高さ2.5m以上及び間取り変更の障害となる壁又は柱なし

【金利Aタイプの場合】(以下①～③のいずれかの基準に適合するもの)

- ① 一次省エネルギー消費量等級 5
- ② 耐震等級(構造躯体の倒壊防止)3
- ③ 高齢者対策等級(専用部分)3以上ならびに高齢者対策等級(共用部分)4以上

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、
当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。

別表 8 (東京支店)
中古 一戸建て等の業務手数料 (単位:円 消費税込)
(リノベを除く*2)

評価書等活用 (*1)	優良住宅 (フラット35S)	手数料
○	×	33,000
○	○	33,000
×	×	44,000
×	○	55,000

別表 9 (東京支店)
中古 マンションの業務手数料 (単位:円 消費税込)
(リノベを除く*2)

評価書等活用 (*1)	優良住宅 (フラット35S)	手数料
○	×	27,500
○	○	27,500
×	×	77,000
×	○	110,000

*1 新築時の建設住宅性能評価書、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書を活用される場合

*2 リノベにおける手数料は、別途見積もりとする。

別表 10 (東京支店)
新築 賃貸住宅の業務手数料 (単位:円 消費税込)

確認併用	評価併用 (建設)	設計検査	竣工検査
○	○	6,600	8,800+550*N
×	○	6,600	8,800+550*N
○	×	13,200(*2)	8,800+550*N
×	×	13,200(*2)	52,800+1,100*N

(N:検査件数)

*2 断熱性能等級、一次エネルギー消費量等級の審査を行う場合は、上記手数料に33,000円(消費税込)を加算する。

別表 11 (東京支店)
リフォームの業務手数料 (単位:円 消費税込)

確認併用	評価併用 (建設)	手数料
○	○	11,000
×	○	11,000
○	×	33,000
×	×	77,000

※ 再申請不要な軽微な変更において、変更内容によって審査に時間を要するものについては、当初設計審査手数料を上限に手数料を請求する場合がある。

※ 設計内容が複雑なこと、手直しが多いこと等により、審査に通常の場合に比し多大な時間を要したものについては、通常手数料の2倍を上限に手数料を請求する場合がある。